

と き 令和 2 年 5 月 2 7 日

と ころ 小 牧 市 役 所 本 庁 舎
6 階 6 0 1 - 1、6 0 1 - 2 会 議 室

小 牧 市 農 業 振 興 地 域 整 備 促 進 協 議 会

議 事 録

小 牧 市

小牧市農業振興地域整備促進協議会議事録

1 開会の日時と場所

令和2年5月27日 午前10時00分

小牧市役所本庁舎 6階 601-1 601-2 会議室

2 出席した委員

長 田 宏	落 合 重 之	石 田 昭 代
川 橋 宗 之	熊 澤 大	永 井 了
宮 田 文 男	水 谷 浩 孝	

3 欠席した委員

なし

4 出席を求められた職員

小牧市地域活性化営業部農政課長	余 語 智
小牧市地域活性化営業部農政課農地係長	藤 田 益 雄
小牧市地域活性化営業部農政課農地係主事	松 井 雅 仁

5 傍聴人

なし

6 会議の目的

1. 議事 第2号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について

7 会議の要領

小牧市地域活性化営業部農政課長が開会を宣す。

(午前10時00分)

議 長

本日は、全員が出席のため、設置要綱第6条により小牧市農業振興地域整備促進協議会は成立いたします。

それでは、議事に先立ち議事録署名者を指名させて頂きたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

議 長

異議なしと認め、議事録署名者は熊澤 大 委員、永井 了 委員のご両名にお願いします。

それでは、第2号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について、を上程いたします。

なお本議案中、番号2は永井委員に関する案件がありますので、番号1を先に審議します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

第2号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定についてです。件数は4件です。議案書、参考図、利用計画図を添付しております。ご参照ください。

番号1

春日井市瑞穂通四丁目に本店を置く……………が、……………の所有する、……………田 1,029 m²を所有権移転し、駐車場を造成しようとするものとして説明。

議 長

ありがとうございました。番号1についての説明は終わりました。ご意見、ご質問等ありましたらお願いします。

宮田委員

除外申請地の緑色のちょっと南側に細長い黄色の農用地区域がありますよね。この農地の活用についてはどのように使われるようになるのですか。

事務局

今回の申出地を除外されますと駐車場に転用されますと、南側に細長い田が残ります。こちらの方は引き続き田として利用されるということになっておりますので給排水についてはこちらの方は単独でありますので、特に耕作に影響はないというかたちになっております。

宮田委員

これって2mぐらいの幅かね。どのぐらいの幅になるのかな。3m、4mぐらいあるのかな。

事務局

2mよりもうちよっとあったような気がします。

宮田委員

これ白地と白地の間の田んぼでしょ。

事務局

そうです。

宮田委員

これ放置される可能性十分あるわな。

事務局

現地のほうは。昨年も耕作しているような状態だったので引き続きされると思うのですが、今幅を図るものがないので。わかりません。

宮田委員

これではわからないので。ちよろっとばかりだけのよう感じるものだから。3m、4mの長さぐらいはあるんじゃない。

落合委員

もっとあるんじゃない。これ上が1反ぐらいになるので、1反の半分ぐらいあるのでだから8mぐらいある。

宮田委員

上が1反ということ。

落合委員

上が1反で、その半分ぐらいあるでしょ。下の面積が。だから8mぐらいあるんじゃない。だから誤差かなと思って。

事務局

申出地が21mの幅ですので、7m前後の幅だと思います。

川橋委員

7mあれば十分だと思います。

宮田委員

本当なら一括して承認してもらいたいわな。

議長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは発言もないようなのでございますので番号1について「やむを得ない」ということで意見を決定をしてよろしいでしょうか。

(異議なし)

議長

全員異議なしと認め、番号1につきましては「やむを得ない」として意見決定をさせていただきます。

続きまして、番号2につきましては永井委員に関係する案件となりますので、永井委員には退席していただきます。それでは、暫時休憩とさせていただきます。

(休憩)

議 長

それでは休憩を解きまして議事を再開させていただきます。
事務局の説明を求めます。

事務局

番号2をご覧ください。

間々原新田に本店を置く……………が、……………が所有する、……………
田、道路 7,625 m²を賃借権設定、所有権移転し、倉庫・事務所及び駐車場を整備
しようとするものとして説明。

議 長

ありがとうございました。番号2についての提案理由の説明は終わりました。ご
意見、ご質問等ありましたらお願いします。

宮田委員

開発区域の西側ですね。3筆分の田んぼがありますよね。この田んぼはどうやっ
て利用するのか、どこも囲まれてしまって入れないですね。ここの人はどういう
人なのかなって。

事務局

西側に3筆残る農地があります。3筆合わせて3,000 m²ちょっと超える面積を持
っております。給排水についてはそれぞれ持っておりますので耕作には支障のない
かたちです。

宮田委員

入り口がどういうふうになっているかということを知りたいです。

水谷委員

市道があります。

宮田委員

ここは市道になっているのですか。

事務局

この3枚の横と赤い四角の、間にちょっと見にくいですが市道が、利用計画図に記載されています。

宮田委員

前と中間のところがあのかなと思っていたのですがあるのかな。

事務局

舗装はされておられませんけども、こちらのほうは農機具は通れるようなかたちです。

宮田委員

これ日特さんの南側だわな。日特の駐車場の南側だな。

事務局

舗装はあります。

議 長

よろしいですか。

落合委員

開発区域の中に白があるでしょ。これはどういう経過かわかります。これだけ白色になっている。

事務局

白いところは既に利用されていて、駐車場として利用されているのですが、今回の・・・とは違うところの駐車場ですので、ここは今事業者の方が責任をもって替地を用意するということで聞いています。

議 長

そのほかよろしいでしょうか。

宮田委員

市道って何mですか。2mかなこの広いところは。1mもないんだろこれ。

事務局

間の市道は2mですね。利用計画図のほうに書いてあります。

宮田委員

入り口のところぐらいだけかな。2m以上あるのかな。真ん中のところも。

事務局

真ん中はちょっと狭まくなってるから、細いかもしれないです。

宮田委員

2mの幅だとぎりぎり通れるぐらいだわな。

事務局

そうですね。軽で通れるくらい、乗用車だとちょっと注意しないとなかなか難しい。

宮田委員

トラクターやなんでかを入れようと思うとどうなるかだわな。壁やなんでかを作ったりすると何にもできんようになると思うけど、いいかなそのところは。その心配だけ。

事務局

真ん中の市道は先がまた細くなっていて、通過できないので一般の車は通ることは現在はないというかたちです。

熊澤委員

これ作っているのは誰が作っているのですか。

事務局

3筆のところですね。

熊澤委員

はい。作業は誰がやっているのか。

事務局

確認します。

熊澤委員

耕作者の方はいいと言ってらっしゃるのですよね。

事務局

隣地承諾書まではもらってないですが、声はかけてあるらしいです。

熊澤委員

もう作れないよとは言われてないということですね。

事務局

特にそこまでは言っていないです。

熊澤委員

それならいいんじゃないですか。

事務局

開発で道が狭くなることはないのですが、フェンスができるのでその辺を通るときに少し気を付けないといけなくなるかもしれないですけど幅としては今まで通りなので、現状できていると今後も機械は通れるのかなと。あまり大きいと今言われた通り難しいかもしれないです。

宮田委員

トラクターやコンバインなど入れるかなと。やっぱりある程度心配してあげない

と。やれないとなると。

川橋委員

いずれにしても、直角にして入っていくんで、そこが言われる可能性はあるかな。

宮田委員

広いがあるのでこれなら行けることは行けるだな、日特の前の南側の駐車場の道だから。歩道がついとるしね、ここから入るには入れるんだけど、どっちからトラクター入れるか知らんけど。

落合委員

開発してもらった方がいいかもしれん。

議 長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは発言もないようなのでございますので番号2について「やむを得ない」ということで意見を決定をしてご異議ございませんでしょうか。

(異 議 な し)

議 長

全員異議なしと認め、番号2につきましては「やむを得ない」として意見決定をさせていただきます。

永井委員に関する案件は終わりましたので、永井委員の退席を解きます。それでは、暫時休憩とします。

(休憩)

議 長

それでは、休憩を解き議事を再開します。それでは、事務局の説明を求めます。

事務局

番号3をご覧ください。

.....に在住の.....が、.....が所有する、.....
畑 230 m²を所有権移転し、駐車場及び物置の設置をしようとするものとして説明。

以上の番号1から番号3までが農振除外の申出となっております。
続いて番号4については、用途区分変更の申出です。農用区域から除外するわけではなく、現在、田や畑などの農地として利用するための「農用地」として位置づけられているものを、農業用倉庫などに供するための「農業用施設用地」として位置づけを変更するための申出となっております。

それでは番号4をご覧ください。

番号4

.....に在住の.....が、自身の所有する、.....
宅地 52.83 m²において、軽トラや農機具を保管するための農業用施設を建築したため、農業用施設用地への用途区分変更を申出たものとして説明。

以上、件数4件。

田 8,616 m² 畑 230 m² 道路 38 m² 宅地 52.83 m²
総面積 8,936.83 m²です。説明は以上です。

議長

ありがとうございました。番号3、番号4についての説明は終わりました。ご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。

宮田委員

4番の件でこれは昭和63年に新築したようなんですけども、30何年も経っているようなので許可つけるしかしょうがないもので、建物は宅地並みの税金払っているみたいなので。問題はないと思います。

議 長

そのほかよろしいでしょうか。

それでは発言もないようですので、番号 3、番号 4 について「やむを得ない」ということで意見を決定することにご異議ございませんか。

(異 議 な し)

議 長

全員異議なしと認め、番号 3、番号 4 について「やむを得ない」として意見決定されました。

本日上程しました第 2 号議案 農用地利用計画変更申出の意見決定について、4 件につきましては全て「やむを得ない」として意見決定されました。

ありがとうございました。

(午前 10 時 30 分)

上記の議事の経過、要領及び結果を証するため議事録署名者において署名押印する。

令和2年5月27日

小牧市農業振興地域整備促進協議会

会 長

委 員

委 員